

# 令和3年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年7月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時49分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 17名  

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・北原 浩美  | 2番・鹿野 直子  | 3番・柿木 和恵  | 4番・佐藤 慎二  |
| 5番・秦 真一   | 6番・外川 守   | 7番・湯浅 光二  | 8番・高倉 伸淳  |
| 9番・松木 一幸  | 10番・宮嶋 睦子 | 12番・鷺尾 勲  | 13番・浅沼 博実 |
| 14番・只石 博幸 | 15番・一宮 敏昭 | 16番・清水 利秋 | 18番・山田 孝  |
| 19番・滝川 岳雪 |           |           |           |
- 5 欠席委員 11番・平 克洋 17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹  
北田主査 稲場主査 長根主査  
須賀主任 荒主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (5) 議案第5号 現地目証明願について
  - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、11番平委員、17番石尾委員から、欠席する旨の届出がございましたので、御報告申し上げます。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 7番湯浅委員、8番高倉委員の両委員を指名しますので、よろしく願います。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転の2件ございまして、地区は永山地区と江神地区、それぞれ1件ずつとなっております。
- 内容でございますが、番号1番及び2番ともに、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページ及び2ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、御審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、なしということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局(稲場主査) 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページでございます。  
本件の転用目的は、農用地区域内農地及び甲種農地において、籾殻堆積場及び農機具格納ハウスを設置するものであります。  
続いて、議案補足資料3ページの位置図を御覧ください。  
申請地は旭川市東鷹栖支所から北東へ約1.3kmに位置します。  
次に、資料4ページの土地利用計画図を御覧ください。  
申請地には籾殻堆積場、籾殻積込スペース、積込み車両駐車スペース、屋根雪堆積スペース、除雪スペース、通路、格納ハウスが設置される計画です。  
審査の内容につきましては、資料5ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料7ページ及び8ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、議案第2号について、御審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) 発言がありませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局(稲場主査) 事務局。  
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページ番号1番を御覧ください。  
本件の転用目的は、甲種農地において、住宅を建築するものであります。  
続いて、議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。

申請地はJ R北永山駅から北東へ約0.9kmに位置します。

次に、資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には住宅、通路が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料11ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、議案の5ページ番号2番を御覧ください。

本件の転用目的は、甲種農地において、駐車場及び資材置場を敷設するものであります。

続いて、議案補足資料15ページの位置図を御覧ください。

申請地はJ R東旭川駅から南南西へ約2.1kmに位置します。

次に、資料16ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には駐車場、資材置場、通路、土留めが設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料17ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料19ページ及び20ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について、御審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。  
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし13ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が1件、賃貸借の設定が8件の合計9件でございます。

地区別の内訳につきましては、所有権移転の1件は西神楽地区、賃貸借の8件は、東鷹栖地区1件、江神地区2件、東旭川地区5件となっております。

集積面積は、所有権移転が2.5ha、賃貸借の設定が14.6ha、合計

17. 1haでございます。

続きまして、内容について御説明いたします。

所有権移転の1件につきましては、農地保有合理化事業により、譲受人が譲渡人である北海道農業公社から農地を買い入れるものでございます。

賃貸借8件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が3件、借主変更が3件、稼働力不足などを理由とした新規案件が2件となっております

全ての案件につきまして、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について御審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第4号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし17ページでございます。  
東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件、合計で8件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号7番につきましては、現況地目が田であった農地から分筆された2筆が対象地となっており、現況は従前から宅地であった箇所は農採地以外、従前から田であった箇所は農地であることを確認いたしました。  
また、番号1番ないし6番、ならびに8番の現況は、願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第5号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（須賀主任） 事務局。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページないし24ページでございます。  
本件につきましては合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で6件となっております。  
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 無ければ報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒主任） 事務局。  
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページ及び26ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東旭川地区で2件ございました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。  
これもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を閉会  
いたします。